

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2020 年 4 月(2020.3.17～2020.4.20)

法令情報

1-1. 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

<経済産業・国土交通省令第 1 号> (3 件共 2020. 3. 31 公布、2020. 4. 1 施行)

-2. 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の

判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等

製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件 <経済産業・国土交通省告示第 2 号>

-3. 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する

国土交通大臣が告示で定める方法の一部を改正する件

<国土交通省告示第 462 号>

2月の意見募集 1. が公布されました。2030年度目標の乗用車の燃費基準は、2016年度実績比32%向上となる値に、また電気自動車・プラグインハイブリッド自動車が新たに規制対象となりました。

当該自動車の製造を行う事業者が対象です。

<参考> 国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000228.html

<参考> 電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155200904&Mode=3>

2-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<経済産業省令第 25 号> (2020. 3. 31 公布、2020. 4. 1 施行)

-2. 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の

判断の基準を定めた件の一部を改正する件 <経済産業省告示第 69 号> (同上)

省エネ法に係る中長期的計画書の様式及び定期報告書の様式が一部変更されました。(1.)

また同法第 5 条に基づく工場等においてエネルギーを使用して事業を行うすべての事業者によるエネルギー使用の合理化に関する判断の基準が改正されました。(2.)

省エネ法に規定される特定事業者等が中長期的な計画書及び定期報告書を提出する際参照ください。

<参考> 電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620120008&Mode=3>

<参考> 電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620120009&Mode=3>

3-1. 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を

設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第 1 号> (2020. 3. 31 公布、2021. 4. 1 適用)

-2. 特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する

工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件

<財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第 1 号> (同上)

-3. 特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する

工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件

<財務・経済産業・国土交通・環境省告示第 1 号> (同上)

省エネ法第 15 条に基づく特定事業者等が作成するエネルギーの使用の合理化の目標に関し、中長期的な計画を立てる際の指針が一部改正されました。エネルギー消費設備やその基準値が見直されました。

省エネ法に規定される特定事業者等が中長期的な計画を作成する際に参照ください。

<参考> 電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620120009&Mode=3>

4. 土壌の汚染に係るカドミウム及びトリクロロエチレンの環境基準に関する関係法令の改正

4 件共 (2020. 4. 2 公布、2021. 4. 1 施行)

-1. 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第 14 号> (一部同日施行)

-2. 土壌の汚染に係る環境基準の一部を改正する件 <環境省告示第 44 号>

-3. 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件

<同第 45 号>

-4. 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件

<同第 46 号>

現在、地下水環境基準に適用されている①カドミウム及びその化合物、並びに②トリクロロエチレンの基準が土壌環境基準(溶出基準)に適用され、それぞれ①0.01→0.003mg/L、②0.03→0.01mg/Lへ変更されます。施行は2021年4月1日です。

土壌汚染対策法に規定される特定施設を所有する事業者等に適用されます。

<参考> 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107951.html>

5. 容器包装リサイクル法に係る改正 全 13 件 (13 件共 2020. 3. 31 公布、2020. 4. 1 施行)

-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第 1 号>

※残りの題目は最終ページに記載

容器包装リサイクル法に係る、2020年度 特定容器利用事業者等の再商品化義務量算出用の係数、排出見込量の簡易算定に用いる業種別比率等が公表されました。

特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者に適用されます。

<参考> 関連団体ホームページ <https://www.jcpra.or.jp/>

<参考> 電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595119119&Mode=3>

6. ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令

<厚生労働省令第 87 号> (2020. 4. 20 公布、同日施行)

2020. 7. 31 までに有効期間が満了する、ボイラー検査証等、クレーン検査証等並びにゴンドラ検査証等について、新型コロナウイルスのまん延の影響を受けて当該有効期間内に検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認める場合、有効期間を最長 4 ヶ月まで延長することができます。

該当する有効期間を有する設備を所有する事業者等に適用されます。

<参考> 厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10964.html

一般情報

1. 2018 年度 PRTR データを取りまとめました (2020. 3. 19 経産省)

化管法の化学物質排出・移動量届出(PRTR)制度に基づく調査結果が公表されました。2018 年度の届出排出量は 14.8 万 t(前年度比▲2.6%)、届出移動量は 24.3 万 t(同+3.1%)と移動量が増加しました。排出・移動量が増加した主な業種は、鉄鋼業(同+3 千 t)、窯業・土石製品製造業(同+1 千 t)、また排出・移動量が多い物質はトルエン 8.8 万 t(全体の 22%)、マンガン及びその化合物 6 万 t(全体の 16%)、キシレン 3.3 万 t(全体の 8.5%)等でした。

<参考> 経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319005/20200319005.html>

2. 省エネ法定期報告書(2018年度実績)に基づく省エネ優良事業者を決定しました (2020. 4. 3経産省)

省エネ法の特定期間事業者等における2018年度エネルギー使用状況において、努力目標または、ベンチマーク目標を達成している省エネ優良事業者、いわゆるSクラス事業者が公開されました。制度全体においては、Sクラス57%(前年同)、Aクラス33%(同+4. 9%)、Bクラス11%(同▲4. 8%)とSクラスが約6割を占めています。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200403006/20200403006.html>

3. 2018年度 土壤汚染対策法の施行状況 及び 土壤汚染調査・対策事例等

に関する調査結果について (2020. 3. 31環境省)

2018年度の土壤汚染状況調査結果等が公表されました。法に基づく報告件数は1051件(前年度比+212)で、条項別で見ると、第3条 243件(同▲47)、第4条 460件(同+290)、第5条 0件(同±0)、第14条 348件(同▲31)と第4条調査(一定規模以上の土地の形質の変更時調査)が大幅に増えました。報告結果から要措置区域に指定された件数は70件(同▲14)、形質変更時要届出区域に指定された件数は387件(同▲83)といずれも減少しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107895.html>

4. 2018年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について (2020. 3. 27環境省)

同法に係る特定施設数は大気基準で8. 7千件(前年度比▲213)、水質基準で3. 5千件(同▲70)と減少傾向にあります。各施設への立入検査は大気3. 4千件(同▲186)、水質7. 5百件(同▲163)実施され、排出基準適合違反による改善命令等は大気24件(同+24)出され、水質は0件(同±0)でした。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107881.html>

5. 太陽光発電の環境配慮ガイドラインの公表及び意見募集の結果について (2020. 3. 31 環境省)

2020. 4. 1から大規模な太陽電池発電事業が「環境影響評価法」の対象事業に追加されましたが、対象とならない小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要です。今般、環境省は、ガイドラインによる自主的で簡易な取組を促すため「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107899.html>

6. FIT制度における2020年度の買取価格・賦課金単価等を決定しました (2020. 3. 23経産省)

2020年度の再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)における買取価格・賦課金単価等を決定しました。事業用太陽光発電(10kW以上50kW未満)の買取価格は13円/kWh(前年度比▲1円/kWh)に低下、利用者が支払う賦課金は2. 98円/kWh(同+0. 03円/kWh)に上がります。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323005/20200323005.html>

7. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2019. 3. 26 他環境省)

ゼロ・ジャパン株式会社他6社のPCB汚染物施設等が、廃棄物処理法第15条の4の4に基づく、低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107892.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107889.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107893.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107891.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107890.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107888.html>

8. 2018 年度 海洋ごみ調査の結果について (2020. 3. 26 環境省)

環境省は、全国 10 か所の海岸における漂着ごみ調査結果を公表しました。人工物漂着ごみは、プラスチック類の割合が高い地点が多く、種類はロープ・ひも、飲料用ペットボトル、漁網等でした。沖合の漂流ごみについては、関東周辺海域ではレジ袋、西日本の日本海側でが発泡スチロールの分布密度が高い地点があった。沿岸海域のマイクロプラスチック海中密度は、0.02～1.37 個/m³(前年度 0.15～3.28 個/m³)と減少しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107902.html>

9. 「環境 人づくり企業大賞2019」の受賞企業の決定について (2020. 3. 31環境省)

同賞は、環境に配慮した企業活動をリードする人材を育成して排出し、その活動をバックアップする企業を表彰するもので、今回で6回目となります。「人づくり」による成果と「人づくり」の基盤形成のための取組について総合的に評価します。今回81件の応募の中から環境大臣賞、優秀賞及び奨励賞の受賞企業34社が選出されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/107929.html>

以 上

＜法令情報 5. の続き＞

6-2. ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が

充てんされたものの表示の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

＜財務・農林水産・経済産業省令第1号＞

-3. 特定事業者責任比率の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第1号＞

-4. 再商品化義務総量の一部を改正する件 ＜同 第2号＞

-5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「同法律」)第11条第2項第1号に

規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 ＜同 第3号＞

-6. 同法律第11条第2項第2号イに

規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 ＜同 第4号＞

-7. 同法律第11条第2項第2号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件 ＜同 第5号＞

-8. 同法律第11条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 ＜同 第6号＞

-9. 同法律第13条第2項第3号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 ＜同 第7号＞

-10. 同法律施行規則第7条の3第2号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件

＜同 第8号＞

-11. 同法律第7条第1項の規定に基づき、2020年度以降の5年間についての

分別基準適合物の再商品化に関する計画を定めた件 ＜同 第10号＞

-12. 同法律第12条第2項第2号ニに

規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 ＜経済産業・環境省告示第1号＞

-13. 同法律第9条第6項に基づく2020年度以降の5年間についての

各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を公表する件 ＜環境省告示第42号＞